

## 成長のための企業法務

第68回

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

### 労務

#### (賃金のデジタル払い)

Q 当社では、賃金のデジタル払いの導入を検討しています。導入にあたっての留意点を教えてください。

A 令和5年4月1日に労働基準法施行規則の一部が改正されて賃金のデジタル払いが可能になりました。大企業が賃金のデジタル払いを導入したとの報道を目にした方も多いかと思いますが、今後は中小企業でも導入を検討する企業が増えるかもしれません。

賃金のデジタル払いの導入に向けた留意事項をまとめましたので、検討にあたり参考にしてください。

#### 賃金のデジタル払いの導入

労働基準法上、使用者は賃金を支払う際には、原則として通貨で支払わなければならないと定められています(労働基準法24条1項本文)。

しかし、すべての場合で通貨でしか支払えないのは不便なので、現金払いの例外として、労働者の同意を得たうえで、①銀行口座等への支払と、②証券総合口座等への支払による方法を採用することが認められています(労働基準法24条1項但書、労働基準法施行規則7条の2)。そのため現状としては、労働者の同意を得たうえで、銀行口座

要があります。それぞれ留意点がありますので、ご確認ください。

(1) 指定資金移動業者の選定

まずは、指定資金移動業者を選定する必要があります。賃金の支払先口座として選択できるのは、厚生労働省から指定された資金移動業者の口座でなければいけません。厚生労働省から指定された資金移動業者は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

続いて、労働者側の代表者と労使協定を締結する必要があります。労使協定の締結に際しては、以下の各事項を記載した書面又は電磁的記録で行う必要があると確認してください(「賃金の口座振込み等について」(局長通達2) (令和4年11月28日基発1-28第4号)参照)。

次に、就業規則がある場合には就業規則の変更が必要になります。就業規則には賃金の支払方法が記載されていますので、賃金のデジタル払いに関する記載を追加し、労働基準監督署に届け出

する必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

(2) 就業規則の変更

続いて、労働者側の代表者と労使協定を締結する必要があります。労使協定の締結に際しては、以下の各事項を記載した書面又は電磁的記録で行う必要があると確認してください(「賃金の口座振込み等について」(局長通達2) (令和4年11月28日基発1-28第4号)参照)。

次に、就業規則がある場合には就業規則の変更が必要になります。就業規則には賃金の支払方法が記載されていますので、賃金のデジタル払いに関する記載を追加し、労働基準監督署に届け出

する必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働基準監督署に届け出する必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

(3) 労使協定の締結

続いて、労働者側の代表者と労使協定を締結する必要があります。労使協定の締結に際しては、以下の各事項を記載した書面又は電磁的記録で行う必要があると確認してください(「賃金の口座振込み等について」(局長通達2) (令和4年11月28日基発1-28第4号)参照)。

次に、就業規則がある場合には就業規則の変更が必要になります。就業規則には賃金の支払方法が記載されていますので、賃金のデジタル払いに関する記載を追加し、労働基準監督署に届け出

する必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働基準監督署に届け出する必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

(4) 口座振込み等の実施開始時期

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

#### まとめ

賃金のデジタル払いの導入は、特定の資金移動業者を利用し、全ての労働者に対して画一的に行えればそれほどの面倒はないと思いますが、労働者ごとに異なった扱いに関する留意事項(以下「同意書」)の難型を公開していますので、実際にこの同意書の雛型を利用して、労働者の同意を得たことを記録に残すのがよいと思います。

また、企業が説明しなければならぬ事項についても、同意書の2頁目に「資金移動業者口座への賃金支払に関する留意事項」として記載されていますので、その内容を労働者に丁寧に説明すれば問題ありません。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

労働者がデジタル払いの導入を検討する際には、労働者の過半数で、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合と、ない場合には労働者の過半数を代表するもの(以下「労働者側の代表者」)の意見を聴取し、意見書を添える必要があります。

札幌市中央区大通西11の4の22 第2大通藤井ビル8F、電話011-210-7501  
<https://ambitious.jp>